

随意契約理由書

件名	こうべ市民福祉交流センター立体駐車場設備分解整備
契約の相手方	三菱重工機械システム株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>本件は、こうべ市民福祉交流センターに設置されている立体駐車場設備について、駆動部品等の取替及び試運転調整など一切を行うものである。</p> <p>当該設備は平成5年度に設置されて以来、26年が経過しており、経年による劣化が進行しているため整備が必要な時期となっており、分解整備を行うことで、機器の性能の維持、機器のライフサイクルの長期化を図るものである。</p> <p>分解整備においては、製造者しか知り得ない設計図書や図面が必要となり、当該機器の製造業者以外では製作・整備作業を行うことが不可能である。他の業者では性能の確保について保証できない。以上の理由により、製造業者である三菱重工株式会社から立体駐車場事業を継承している上記請負人と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	保健福祉局政策課 (電話番号 322-5197)